

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年9月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2500030 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2600052 号

第 1 結論

- 1 請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者の B 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間④のうち、請求者の C 社における平成 27 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、22 万円から 24 万円とする。
平成 27 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
請求期間④について、その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。
- 5 請求期間⑤について、請求者の C 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。
- 6 請求期間⑥について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 7 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 30 日まで(標準報酬月額相違)
② 平成 7 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 30 日まで(標準賞与額相違)

- ③ 平成 24 年 11 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日まで(標準報酬月額相違)
- ④ 平成 27 年 4 月 1 日から令和 3 年 11 月 16 日まで(標準報酬月額相違)
- ⑤ 平成 27 年 4 月 1 日から令和 3 年 11 月 16 日まで (標準賞与額相違)
- ⑥ 令和 3 年 11 月 (適用事業所に勤務した期間が漏れている)

請求期間①、②、④及び⑤について、A社及びC社に係る標準報酬月額及び標準賞与額の年金記録が実際に支給されていた給与額、賞与額に比べて低い。また、請求期間③について、B社(現在は、D社)に係る標準報酬月額の年金記録も、実際に支給されていた給与額に比べて低い。さらに、請求期間⑥について、C社の退職月である令和3年11月が厚生年金保険被保険者となっていないのはおかしい。これらのことを調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、企業年金連合会が提出した中脱記録照会(回答)における請求期間①に係る報酬給与の額とオンライン記録の標準報酬月額は一致する上、E健康保険組合が提出した基幹システム保有データにおける請求期間①に係る月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)の規定により、請求期間①について保険給付の計算の基礎となる記録訂正が行われるのは、当該期間に係る給与額について、事業主からオンライン記録の標準報酬月額より高額な給与を支給されていたこと、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる場合であるが、A社は、保存期間経過のため、当時の資料がなく、請求者の請求期間①に係る給与額及び当該給与から控除した厚生年金保険料額は不明である旨回答している上、請求者は、当時の給与明細書、源泉徴収票等の資料を提出しておらず、請求期間①に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できない。

また、請求者が、当時、住所地としていたF市は、当時の課税資料はない旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、請求者はA社においてG厚生年金基金に加入していたが、同基金は、平成15年7月25日に解散し、平成16年10月1日代行返上していることから、請求者の同基金の加入記録は企業年金連合会に移管されている。

- 2 請求者は、請求期間②について、「平成7年4月1日から平成16年4月30日までの標準賞与額相違」を主張しているが、賞与について標準報酬月額と同様に保険給付の計算の基礎とすることとされたのは総報酬制が導入された平成15年4月からであり、それより前の賞与は保険給付の計算の基礎に含まれないことから、請求期間②のうち、同年3月以前は標準賞与額が記録されず、記録の訂正の対象とはならない。

また、請求期間②のうち、総報酬制が導入された平成15年4月1日から平成16年4月30

日までにおける請求者のA社に係るオンライン記録の賞与記録により、平成15年6月13日、同年7月31日及び同年12月5日の賞与支給が確認できるところ、請求者からは特定の賞与支給日についての請求はなかったため、オンライン記録の賞与記録について調査した。

請求期間②について、企業年金連合会が提出した中脱記録照会（回答）における賞与の額とオンライン記録の標準賞与額及び賞与支給日は一致している上、E健康保険組合が提出した基幹システム保有データにおける賞与額とオンライン記録の標準賞与額及び賞与支給日は一致している。

一方、厚生年金特例法の規定により、請求期間②について保険給付の計算の基礎となる記録訂正が行われるのは、当該期間に係る賞与について、事業主からオンライン記録の標準賞与額に見合う賞与額より高額な賞与を支給されていたこと、オンライン記録の標準賞与額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる場合であるが、A社は、保存期間経過のため、当時の資料がなく、支給した賞与額及び当該賞与から控除した厚生年金保険料額は不明である旨回答している上、請求者は、当時の賞与明細書、源泉徴収票等の資料を提出しておらず、請求期間②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できない。

また、請求者が、請求期間②当時、住所地としていたF市は、当時の課税資料はない旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求者が年金記録訂正請求書兼年金記録に係る確認調査申立書の「請求期間欄2」に記載した「平成24年11月1日～令和3年11月16日」については、2つの事業所の記録にまたがっていることから、調査対象を合理的に整理するため請求期間③と請求期間④に分け、請求期間③を平成24年11月1日から平成27年4月1日まで（対象事業所：B社）、請求期間④を平成27年4月1日から令和3年11月16日まで（対象事業所：C社）とする。

- 4 請求期間③について、D社（当時は、B社）は、保存期間経過のため、当時の資料はなく、請求者の給与からオンライン記録の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか不明である旨回答している。

また、請求者が、請求期間③当時、住所地としていたH市は、当時の課税資料は保存していない旨回答している。

そして、厚生年金特例法の規定により、請求期間③について保険給付の計算の基礎となる記録訂正が行われるのは、当該期間に係る給与額について、事業主からオンライン記録の標準報酬月額より高額な給与を支給されていたこと、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる場合であるが、前述のとおり、事業主は当時の資料がない旨回答している上、請求者は、当時の給与明細書、源泉徴収票等の資料を提出しておらず、請求期間③に係る給与額及び厚生年金保険料控除

額を確認又は推認できない。

なお、雇用保険記録によると取得時賃金は 13 万 4,000 円であり、厚生年金保険の標準報酬月額と同額である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 請求期間④について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を超える場合であるところ、C社はオンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を請求者の給与から控除していない旨回答している。

また、C社が提出した平成 27 年賃金台帳一覧、平成 28 年賃金台帳一覧、平成 29 年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成 30 年賃金台帳一覧、令和元年賃金台帳兼源泉徴収簿、令和 2 年賃金台帳兼源泉徴収簿、令和 3 年賃金台帳兼源泉徴収簿、2021 年（令和 3 年）1 月分から同年 11 月分までの給与明細書、H市が提出した令和 2 年分及び令和 3 年分の給与支払報告書並びに所得照会（回答）によると、事業主が源泉控除していたことが確認又は推認される厚生年金保険料に基づく標準報酬月額又は請求期間④のうち平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月まで及び平成 30 年 9 月から令和 3 年 10 月までについては本来の報酬月額、平成 30 年 1 月から同年 8 月までについては報酬月額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていないため、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

さらに、平成 29 年 4 月から同年 12 月までについては、報酬月額に基づく標準報酬月額は確認又は推認できないが、当該期間において事業主が源泉控除していたことが推認できる厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていないため、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

しかしながら、請求期間④のうち、平成 27 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、事業主から提出された平成 27 年賃金台帳一覧及び日本年金機構の回答により、当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は 24 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額（22 万円）を超えていることが認められる。

したがって、請求者のC社における平成 27 年 4 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額の記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

6 請求期間⑤について、請求者は「平成 27 年 4 月 1 日から令和 3 年 11 月 16 日までの標準賞与額相違」を主張しているところ、C 社が提出した上記の賃金台帳等の資料、2021 年分夏季賞与明細書及びオンライン記録の賞与記録により、平成 27 年 6 月 10 日、平成 28 年 6 月 10 日、同年 12 月 9 日、平成 29 年 6 月 9 日、同年 12 月 8 日、平成 30 年 6 月 8 日、同年 12 月 10 日、令和元年 6 月 10 日、同年 12 月 10 日、令和 2 年 8 月 14 日、同年 12 月 10 日、令和 3 年 2 月 26 日及び同年 6 月 10 日の賞与支給が確認できる一方、請求者からは特定の賞与支給日についての請求はなく、請求期間⑤に係る関連資料の提出もないことから、オンライン記録の賞与記録について調査した。

厚生年金特例法の規定により、請求期間⑤について保険給付の計算の基礎となる記録訂正が行われるのは、当該期間に係る賞与について、事業主からオンライン記録の標準賞与額に見合う賞与額より高額な賞与を支給されていたこと、オンライン記録の標準賞与額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる場合であるが、C 社は請求者に上記の賞与を支給し、オンライン記録の標準賞与額を超える標準賞与額に基づく厚生年金保険料を請求者の賞与から控除していない旨回答している上、事業主が提出した賃金台帳等の資料により、上記の全ての賞与について、請求期間⑤当時の法定保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認又は推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

7 請求期間⑥について、請求者は年金記録訂正請求書の請求の概要等に「令和 3 年 11 月 16 日分が国民年金扱いにされているので厚生年金扱いにしてほしい。」と記載し、退職月である令和 3 年 11 月を C 社における厚生年金保険被保険者期間にしてほしい旨主張している。

しかしながら、請求者の C 社に係る雇用保険の離職日は令和 3 年 11 月 15 日である上、同社が提出した請求者に係る賃金台帳及び人事記録において、退職日は令和 3 年 11 月 15 日と記載されていることから、請求者が同年 11 月末日まで勤務していなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険法第 14 条には、被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する旨規定されており、同法第 19 条には、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する旨規定されているところ、請求者は令和 3 年 11 月 16 日に C 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失しているため、同年 11 月は同社に係る厚生年金保険被保険者期間に算入されない期間である。

さらに、請求者は令和 3 年 11 月分の国民年金保険料を納付（収納年月日：令和 3 年 11 月 20 日）している上、当時、請求者の住所地であった H 市は、請求者が令和 3 年 11 月 16 日から国民健康保険に加入し、現在も加入中である旨回答していることから、請求者は同年 11 月 16 日に C 社において厚生年金保険及び全国健康保険協会における健康保険の資格を喪失したことを認識した上で、国民年金及び国民健康保険に加入していたことがうかがえる。

加えて、C 社が提出した令和 3 年賃金台帳兼源泉徴収簿によると、請求者は令和 3 年 11 月

26 日に支給された給与から 2 万 3,790 円の厚生年金保険料を控除されているが、同社は保険料控除方法について翌月控除としていることから、当該保険料は同年 10 月分の厚生年金保険料であり、請求期間⑥に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、H 市が提出した同社に係る令和 3 年分の給与支払報告書（個人別明細）に記載された社会保険料等の金額は、同社が提出した賃金台帳に記載された社会保険料の合計額と一致する。

また、請求者は、請求期間⑥の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料を提出しておらず、ほかに、請求者の請求期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間⑥について、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。